

クレジットカードデータ利用に係る API 連携に関する検討会（第 4 回）

議事要旨

日時：平成 29 年 6 月 22 日（木曜日）10 時 00 分～11 時 15 分

場所：経済産業省本館 17 階第 3 共用会議室

出席者

藤原座長、木原委員、島貴委員、辻委員代理（瀧様）、ケル委員、二村委員、丸山委員

議事概要

事務局より「中間取りまとめ（案）」について説明を実施。その後、意見交換を行った。

委員及びオブザーバーからの主な意見は以下のとおり。なお、今回出た意見を踏まえた中間取りまとめ（案）の修正については、座長に一任することでメンバーからの合意を得た。

（FinTech サービスの継続性）

- サービスのリスクについて情報漏えいと資産毀損が挙げられているが、連携した FinTech 事業者がサービスを提供できなくなる、というリスクもあり得る。
- 継続運用が前提のサービスとそうでないサービスがあるだろう。サービス内容に応じて、継続性の重要性は変わってくる。顧客目線で考えた時のリスクという観点が重要。
- クレジットカードは会員制サービスであるという側面から、カード会社はサービスの継続性を重視してきた。FinTech 企業はスタートアップ企業が主力であると思うが、その事業継続性、サービスの継続性の評価について、どのようにガイドラインに盛り込むかについては今後検討すべきである。
- カード会社が FinTech 企業にデータを提供する場合でも、今回のガイドラインに基づく API 連携サービスは、基本的には消費者が任意に当該 FinTech 企業とサービス契約を結んで利用するという前提。サービス継続性の視点は重要なが、現在議論している対象ケースでは、カード会社が FinTech 企業のサービス継続性をコミットするものではないことは明らかにしておきたい。
- オープン API 検討会における金融機関についての議論では、サービスの継続性についてのリスクは触れていない。類似のものとして、API 接続先のシステムにおいて不具合等が発生し、金融機関から提供された情報が正しく表示されないリスクは含まれている。FinTech 企業の提供

するサービスの特性を考えた時に、ガイドラインに盛り込むかどうかについては議論が必要。

(他のルールとの関係)

○国際ブランドとの関係では、FinTech企業がブランドネットワークと直接繋がるプロセッシング業務を行うのであれば、ガイドラインとは別に国際ブランドからの認証を受ける必要がある。

○サービスによっては、ガイドラインでは整理できないルールもあるということを、運用に当たっては留意する必要があるということだろう。

○例えば、クレジットカード会社が貸金業者である場合、「貸金業者向けの総合的な監督指針」においてもカード番号の保護について義務づけられている。当ガイドラインを遵守していれば当該指針も守られているということになれば、使い勝手がよくなる。

(その他)

○ガイドラインの対象範囲にならないサービスにおいてAPI連携を実施するか否かは、個社の判断で自主的に判断されるものだろう。他方、本ガイドラインの対象範囲については、リスクのあり方等のある程度の枠で収まるサービスならば対象と考えるということも想定され、例えば犯収法の対象サービスのように個別に特定される必要性はないとも考えられる。

お問合せ先

商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課

電話：03-3501-6683

FAX：03-3501-6646